

津山市入札参加業者 各位

## 入札・契約事務に関する見直しについて(通知)

本市が進めている入札・契約事務の見直しの一環として、談合情報への対応と指名停止措置について改正し、施行しました。改正の概要は別紙のとおりですが、要綱等についても、市のホームページに別途掲載しておりますのでご確認ください。

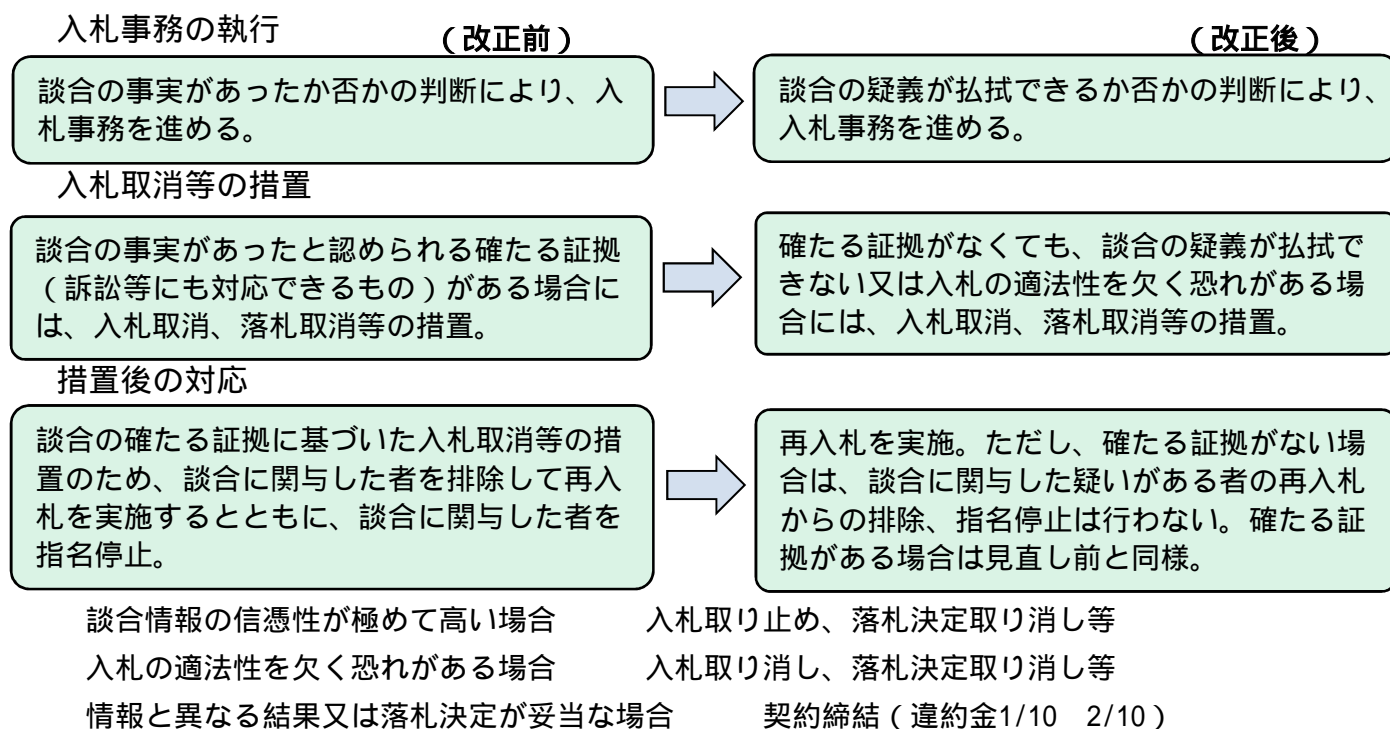
また、7月からは、全ての入札(見積照会含む)案件の契約に違約金特約(談合等があった場合、契約額の10%を徴収)を付すとともに、指名競争入札の指名業者事後公表を実施していますので、併せてお知らせします。

なお、先般要請した法令順守の徹底、企業倫理の確立についても、引き続き取り組んでいただきますようお願いいたします。

平成25年9月3日

津山市財政部契約監理室

## 談合情報対応の見直し



## 指名停止措置の見直し

指名停止事由	改正前	改正後
工事施工等に当たり、安全管理、施工状況等が不適切と認められるとき	9箇月以内	1箇月以上12箇月以内
不正又は不誠実な行為により、契約の相手方として不適当と認められるとき	12箇月以内	1箇月以上24箇月以内
職務強要、暴力行為等、反社会的行為による逮捕、公訴	9箇月以内	市職員へ 12箇月以上36箇月以内
		県内公務員 6箇月以上24箇月以内
		上記以外 3箇月以上12箇月以内
贈賄容疑による逮捕、公訴	12箇月以内	市職員へ 12箇月以上36箇月以内
		県内公務員 6箇月以上24箇月以内
		県外公務員 3箇月以上18箇月以内
独禁法違反	9箇月以内	市発注 24箇月以上36箇月以内
		県内発注 18箇月以上24箇月以内
		県外発注 3箇月以上12箇月以内
入札妨害・談合罪による逮捕、公訴	12箇月以内	市発注 24箇月以上36箇月以内
		県内発注 18箇月以上24箇月以内
		県外発注 3箇月以上12箇月以内
暴力団排除に係る事由	12箇月以内 (明確な事由なし)	12箇月、24箇月、36箇月のいずれかただし、被害を受けた届を怠ったときは、2箇月以上6箇月以内

警察、公正取引委員会等の捜査等に積極的に協力し、暴力団等の排除、談合防止等に貢献したと認められる場合には、指名停止期間を短縮し、又は指名停止をしないことができるものとする。

要綱等は市のホームページに別途掲載しています。